

令和2年4月21日

関係団体各位

経済産業省製造産業局素材産業課

大規模な定修工事などにおける感染防止対策の徹底について（要請）

平素より大変お世話になっております。

4月17日に、製造産業局より、令和2年4月16日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第三十二条第一項に基づく新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域が全国に拡大された旨、また、基本的対処方針に基づき、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は十分な感染防止策を講じる旨の周知依頼をさせていただいたところです。

特に、大規模な定修工事などを実施する際は、多くの工事関係者が広域的に移動することが想定されることから、こうした工事を実施するにあたっては、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する産業保安規制の制度改正について」（別添）を参照いただくとともに、地域の感染状況についても十分な注意を払いながら、地元自治体や関係機関等とも密に連携を取りつつ、下請け事業者も含む関係者の健康状況の確認や消毒、換気の徹底など、感染防止に細心の注意を払うようお願いいたします。

貴協会におかれましては、上記内容について関係する会員企業等への周知の程よろしくお願い申し上げます。

2020年4月10日

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する 産業保安規制の制度改正を行いました

経済産業省は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関し、産業保安規制の一部(定期保安検査等)について安全確保を前提としつつ柔軟な対応ができるよう、各関係法令において検査・点検期限の延長等を可能とする制度改正を行いました。

1. 概要

経済産業省は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年4月7日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の全国的大規模かつ急速なまん延を防ぐとともに、事業者が十分な感染拡大防止策を講ずるための環境整備を行うため、産業保安規制の一部(定期保安検査等)について安全確保を前提としつつ柔軟な対応ができるよう、各関係法令において2.に示す検査・点検期限の延長等を可能とする制度改正を行いました。

2. 制度改正の内容

(1) 高圧ガス保安法関係

- 石油化学コンビナート等の大容量の高圧ガス製造設備について、施設によって定められた期間以内に行わなければならない保安検査の期間延長(4月10日から9月30日までに期間が終了する者について4ヶ月間)等

(詳細)

URL:

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2020/04/20200410_04.html

(2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係

- LPガス販売事業者等が、一般家庭用LPガス容器等の供給設備について、設備ごとに行う点検期間の延長(4月10日から9月30日までに期間が終了する者について4ヶ月間)等

(詳細)

URL:

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2020/04/20200410-02.html

(3) ガス事業法関係

- 都市ガス事業者が、道路に埋設されている導管及び内管についてガス管等の種

類によって定められた期間以内に行わなければならない漏えい検査期間について、経済産業大臣又は産業保安監督部長の承認を受けることで延長等を可能とする規定の整備 等

(詳細)

URL:

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2020/04/20200410-01.html

(4) 電気事業法関係

- ・ 発電設備等の電気設備の設置者が、自ら実施する検査の実施体制について国又は登録機関が行う安全管理審査を受けなければならない時期の延長(4月10日から9月30日までに時期が満了する組織について4ヶ月間) 等

(詳細)

URL:

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2020/04/20200410-3.html

(5) 鉱山保安法関係

- ・ 鉱山採掘業者などの鉱業権者が、毎年8月末までに産業保安監督部長等に提出しなければならない保安図の複本の提出期間の延長

(詳細)

URL:

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2020/04/20200410-05.html

(6) 火薬類取締法関係

- ・ 経済産業省及び都道府県が実施する保安責任者試験の実施の中止を可能とする規定の整備

(詳細)

URL:

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2020/04/20200410-06.html

(本発表資料のお問合せ先)
産業保安グループ保安課長 田尻
担当者: 山下、中
電話: 03-3501-1511(内線 4941~4943)
03-3501-8628(直通)
03-3501-2357(FAX)

(高圧ガス保安法関係)

産業保安グループ高圧ガス保安室長 伊藤

担当者: 岸川、服部、宮川

電話: 03-3501-1511(内線 4951~4953)

03-3501-1706(直通)

03-3501-2357(FAX)

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化
に関する法律及びガス事業法関係)

産業保安グループガス安全室長 月舘

担当者: 丹波、弓削多

電話: 03-3501-1511(内線 4931~4937)

03-3501-4032(直通)

03-3501-1856(FAX)

(電気事業法関係)

産業保安グループ電力安全課長 田上

担当者: 川島、蓬田

電話: 03-3501-1511(内線 4921~4928)

03-3501-1742(直通)

03-3580-8464(FAX)

(鉱山保安法及び火薬類取締法関係)

産業保安グループ鉱山・火薬類管理監付

鉱山・火薬類監理官 大橋

担当者: 大越

電話: 03-3501-1511(内線 4961~4965)

03-3501-1870(直通)

03-3501-6565(FAX)